

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1001-1 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 大津市で起こった保育園の事故を受けて、市内の小学校の通学路の危険箇所再点検を行ったのか。市教委に市内の子ども達を守るという意識はどこまであるのか。

答弁要旨

東浦議員にお答えしましたように、平成 30 年 5 月の「登下校防犯プラン」を受け、本市におきましては、平成 30 年 9 月から 10 月にかけて全小学校を対象に、学校関係者、PTA、警察、生活安全課や児童課などの市役所の関係職員が合同で通学路を点検し、危険箇所のチェックと情報共有を行い、危険と判断された箇所には、標識を掲示するなど道路維持課等に依頼し、順次対応しております。

今回の大津市の事故を受け、改めて本情報を再確認し、子どもの安全確保の徹底を図ったところです。

以上

光本議員 1001-2 作成部局 こども青少年局 No.1

質問要旨 大津市の事故を踏まえ、市内保育施設による
散歩コースの再点検を行ったのか。また、危険箇所へ
どのような対策をほどこしたのか。

答弁要旨

先ほどの東浦議員からのご質問に対する答弁でもお
答えしましたように、大津市の事故後、速やかに、市内各
保育施設に、保育施設外での活動の際の移動経路につ
いて安全性や職員の体制などの再確認を含め、周知徹
底を図ったところでございます。

これらの周知等を受け、各保育施設においては、園外
活動時の経路や使用する公園等活動場所の安全性に
についての再検討や地域の警察署とも連携し事故の発生
が多い個所などの把握を行い、より安全な経路や活動場
所へと変更を行っているところでございます。

また、交通安全対策上、問題のある箇所については土
木部関係課と連携を図り、通行車両に対して注意喚起を
促す看板を設置する等の対応を行ってまいります。

以上

光本議員 1002 作成部局 こども青少年局

No.1

質問要旨 議事録の中身が薄く、公開が遅いのはなぜか。

配布資料を公開しないのはなぜか。臨時総合教育会議の告知がなかった理由と議事録は今後公開されるのか。

答弁要旨

総合教育会議は、市長と教育委員会の、対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、両者が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る場であります。

本市の議事録が大阪市と比較して中身が薄いとの件ですが、事務局の説明等をそのまま議事録として掲載するかどうかの違い等によるものと考えております。

次に、議事録の公開では、会議終了後、可能な限りすみやかに公開するべく、議事録の作成・確認作業を行っておりますが、その作業に時間をしており、今後は、可能な限り、すみやかに公開できるよう、努めて参ります。

(次ページに続く)

また、配布資料を公開しないことについては、総合教育会議で議論される内容は、意思形成過程のものであるため、尼崎市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、これまで資料を非公開として取り扱ってきたもので、今後は情報公開条例に反しない範囲で公開していく方向で進めて参ります。

最後に、5月16日の臨時総合教育会議の議題が、当該体罰事案の詳細な報告と、その対応についての協議で、被害生徒の状況等、個人情報が含まれており、会議の公開を定めた、尼崎市総合教育会議設置要綱第6条の「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき」に該当するため非公開とし、ホームページでの告知も行いませんでした。

ただ、会議は非公開であるとしても、会議の開催は公表が可能であると考え、次回以降、非公開であっても、開催の事実については事前に公表したいと考えております。

なお、議事録につきましては、非公開の会議においても、公開が可能な範囲で公表してまいります。（以上）

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1003 作成部局 教育委員会 №.1

質問要旨 「体罰」の定義を教えてほしい。また、その共通定義を児童生徒や保護者や教員などに今後どう理解させ浸透させていくか。

答弁要旨

学校における「体罰」の禁止は学校教育法第11条において定められており、その定義については、平成25年3月の文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」に次のとおり定められています。

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判

(次ページに続く)

断すべきであります。

これによって、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)や、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当するとされております。

体罰は人権を侵害する許されない行為であり、子供を守るべき立場の教員にあってはならない行為であります。

議員ご指摘の通り、体罰を根絶するためには、児童生徒、保護者、教員全体で体罰に対する理解を深める必要があると認識しております。今後、教員に対しては研修や通知などで体罰防止の徹底を図り、児童生徒や保護者にはことあるごとに、体罰根絶に向けた取組について周知してまいります。

市内全ての学校園から体罰を一掃していくため、学校や教育委員会が一体となって、体罰根絶に向けた取組のさらなる強化を図ってまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1004 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 膽を出し切り、再発防止策を掲げてから、新入生を募集するべきではないか。

答弁要旨

今回の事案を招いた要因は、体罰をした指導者の問題だけでなく、高等学校特有の組織体制や、運動部活動の指導体制、さらには、教職員人事、大学の推薦入試制度の仕組みなど、様々な課題が複合的に絡み合っているものと考えております。

したがって、再発防止策については、一定の検討の時間を要しますが、一方で、入学を希望する生徒さんが、安心して高校受験を目指していただく環境を整える努力を行うことも大切だと思っております。

このため、早期に実態調査を進め、厳正な対処を進めつつ、今、教育委員会及び学校ができるについて、順次、整理をして説明するなど、在校生及び入学希望者に対する情報発信を積極的に行ってまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1005

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を市内中学校に対してどのように徹底させてい るのか。また、このガイドラインは高等学校にも適用さ れると考えているのか。

答弁要旨

本市では、国が平成30年3月に策定した「運動部活動 の在り方に関する総合的なガイドライン」及び兵庫県教育 委員会の策定した「いきいき運動部活動(4訂版)」に則 り、平成31年4月に「尼崎市中学校部活動の方針」を策 定したところです。

この「中学校部活動の方針」については、校長会におい て周知をしており、今後、指導主事が計画的に学校訪問 を行う中で、各学校の取組状況についてフォローアップを 行ってまいりたいと考えております。

(次ページへ続く)

また、議員ご指摘のとおり、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象としているところであり、入学者選抜を経て進学する高等学校については、中学校とは同様の扱いとはせず、各学校において、運動部活動の方針に基づいた指導に任せているところが現状であります。

しかしながら、今回の体罰事案を踏まえた対応の検討の中で、部活動指導の在り方についても、検討課題となることから、高等学校の部活動における練習時間や休養日の在り方等についても検討を行ってまいります。

以上

光本議員 1006 作成部局 総合政策局 No.1

質問要旨 危機管理広報ならびにリスクマネジメントを
担う課はどこになるのか。

答弁要旨

危機管理広報といわれる、事件や事故、不祥事などが発生した際の広報活動については、その発生した事案の担当部署と広報課が連携しながら、取り組んでいます。

また、「危機を未然に防ぐための事前対応」といわれるリスクマネジメントについては、総務局がリスクマネジメント・マスコミ対応研修を実施しているところであり、各所属において、組織やその活動にマイナスの影響をもたらすリスクの洗い出しや、その対策の決定などを日々の業務の中で取り組んでいくこと

を基本としているところでございます。

以上

光本議員 1007 作成部局 資産統括局

No.1

質問要旨 平成29年3月の総括質疑から約2年経過したが、各種税金のキャッシュレス決済についての検証や検討の経緯や結果を教えてほしい。また、導入にあたって障壁となっているものは何か。

答弁要旨

平成29年3月の総括質疑以降の検討経緯でございますが、他都市の納付額ベースにおけるクレジットカード納付の割合について、適宜調査いたしておりましたが、いずれの市も概ね1%程度であり、口座振替など他の納付方法と比べて低い割合となっております。

しかしながら、クレジットカード納付につきましては、納税者の利便性の向上につながるものと考えられ、他市におきましても導入の動きが進んでいますことから、令和3年1月稼働予定の税務系新システムに併せて導入について検討しているところでございます。

(次ページに続く)

クレジットカード納付を導入する場合の障壁につきましては、これまでお答えしておりますように、システム改修に費用がかかること、手数料が他の納付方法と比べて総じて割高になることなどが課題であると認識しております。

また、クレジットカード納付以外のキャッシュレスによる収納方法につきましては、先行自治体の取組みも参考にしながら、費用対効果等を検証してまいりたいと考えております。

以 上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 1008-1

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 家庭が小・中学校に提出する書類について、
続柄の記入欄はどのような状態であるか。

答弁要旨

学校が、家庭から提出いただく代表的な書類としまして、保健調査票や家庭調書があり、いずれも記入者が直接続柄を書いていただく書式になっております。続柄については、児童・生徒が学校内で体調不良や事故があった場合の緊急連絡や、学校が家庭状況を把握するために求めているものでございますが、家族の在り方の多様化や、性的マイノリティの人権擁護の観点から、その記載内容については、各ご家庭の実情に応じて、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上

光本議員 1008-2 問目 作成部局 こども青少年局 No.1
質問要旨 本市の保育所の入園申込書では、「父・母」
欄はどうなっているのか。

答弁要旨

本市では、保育施設を利用する申請書としまして、「支給認定申請書兼施設利用申請書」があり、保護者欄への記入は、「住所、氏名、電話番号」のみとしており、性別は特に求めておりません。

しかしながら、申請児童の世帯員の欄では、本市においても世田谷区と同様に、児童との続柄を「父・母」に限定して、氏名をご記入いただいているところです。

一方、子どもを育てる家族が多様化しており、「父・母」に限らず「祖父母」や「叔父・叔母」などが保護者となっている実態があることから、保護者の記入する申請書は、現状の「父・母」に限定した表記の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2001 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 本市ではこの戸田市教委の打ち出した方針
を見てどう考えるのか。

答弁要旨

昨年度は、連日の記録的な猛暑により、全国的に熱中症が原因とされる救急搬送が多数報告されました。

これは、尼崎市でも同様であり、本格的な夏を控え、児童生徒等の安全確保のため、学校諸活動における熱中症事故の防止について各学校園で取り組んでいるところです。

このような取り組みに対し、戸田市教育委員会のように、具体的な例を学校園に示すことは、より効果があるものと考えております。

このようなことから、現在、熱中症予防の市としての方針を内部で検討しており、夏までに各学校園に示していく予定しております。

以上

(白畠教育次長答弁)

光本議員 2002 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 アウクスブルクに行っていた市長・教育長に
きちんと報告されていたのか、隨時適切な指示が出
せていたのか。また、帰国後、報道機関への訂正が
5月15日と遅れたのはなぜか。

答弁要旨

今回の体罰事案について、最初に報道された5月9日(木)の早朝に、教育長はアウクスブルク市に出発しましたが、それ以降、SNSで報告を行い、その都度指示を受けておりました。その情報は市長にも共有しておりました。

まず、5月9日(木)に「体罰問題の報道や記者会見の内容」を報告しました。

その後、被害生徒が怪我をしたとの通報があったため、教育委員会として、被害生徒の保護者、学校、関係教諭に確認を行った後、5月13日(月)、「生徒が怪我をしており、学校が隠蔽していた疑いがある」との報告を行いました。

(次ページに続く)

No.2

その際、教育長からは、帰国後、早急に臨時の総合教育会議を開く準備を進めるよう指示を受け、5月16日(木)に臨時の総合教育会議を開催したものでございます。

記事の訂正が15日(水)となりましたのは、5月9日(木)の記者会見後、怪我があったとの情報が寄せられ、校長への確認のほか、関係教員等に対する詳細な聴き取りに日時を要したことから、結果として訂正の公表が遅れたものでございます。 (以上)

(白畠教育次長答弁)

光本議員 2003

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 調査報告書の作成について、市教委が独自で調査を行うのか、第三者委員会を立ち上げて調査を行うのか、その基準はあるのか。
なぜ、市教委独自の調査報告としたのか。

答弁要旨

第三者委員会を立ち上げて調査を行うのかどうかについて、明確な基準はございませんが、個別の事案の内容等に応じ、判断するものと考えております。

~~男子~~ 市立尼崎高等学校バレーボール部の体罰事案については、総合教育会議における議論もあり、速やかに事実関係を明らかにして報告する必要があったこと、また、既に関係者にも聞き取りを進めており、一定の事実確認が出来ていたことから、教育委員会による調査報告書の作成としたものでございます。

以上

〈白畠教育次長答弁〉

光本議員 2004

作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 尼崎高等学校男子バレーボール部における
体罰事案についての報告書をなぜ教育委員会のホー
ムページにアップして公開しないのか。

[答弁要旨]

現在、教育委員会のホームページに体罰についてのペ
ージを新設するよう作業を進めているところであり、その
ページにご質問の報告書をアップする予定でございます。

以 上

(白畠教育次長答弁)

光本議員 2005 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 丸尾県議会議員とは面会し、体罰問題について意見交換したにもかかわらず、市議会の会派からの面会をなぜ断ったのか。

答弁要旨

丸尾県議会議員とは、5月24日に教育長が面談いたしましたが、今回の市立尼崎高等学校男子バレーボール部の体罰事案が発生した4月29日以前に面談の申し入れがあったもので、その内容は 環境オープンカレッジについての

内容 で

ございました。

また、体罰事案の報道後であったことから、議員独自でアンケートを配布し、回収しようとしていることについてのお話もございました。

(次ページに続く)

No.2

光本議員から、会派として面談のお話がありました時期は、「体罰事案等にかかる打ち合わせ」や、「平成30年度施策評価のプレゼンテーション」、「教育委員会定例会」、「公務による外出」、「総合教育会議開催前の事前打ち合わせ」などのため、日程調整が困難であったことから、面談をお断りしたわけではなく、少し先の日程とはなりますが、後日調整させていただきたいとお返事したものでございます。

以上

<白畠教育次長答弁>

光本議員 2006 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 従前の教育振興基本計画に体罰が明記されていないのはなぜか。次の教育振興基本計画では盛り込んでいく考えはあるか。

[答弁要旨]

従前の計画は、当時の本市の教育環境を取り巻く状況を踏まえ、基本的な方向性や講すべき施策などを定めた、総合計画における教育委員会所管分野を、本市の教育振興基本計画と位置付けてまいりました。

平成25年度をスタートとする、この従前の計画では、体罰について明記はありませんでしたが、次期教育振興基本計画につきましては、現在の本市の教育環境を取り巻く状況を勘案し、今後の教育施策の方向性を示す中で、今回の体罰事案を受けての今後の方向性についても、有識者からのご意見なども踏まえ、反映してまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2007

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 尼崎市総合計画(後期まちづくり基本計画)の
信用性にかかる事態をどのように立て直すのか。

[答弁要旨]

後期まちづくり基本計画に基づく学校教育にかかる重
要な各取り組みが、今回の体罰事案によって、ご指摘の
ように信用性を失い、画餅に帰すことになってしまうことは
決してあってはならないことだと認識しております。

この度の体罰事案を受け、その信用性が問われる中、
重要かつ最優先で取り組むべきことは、体罰根絶である
と考えております。そのための具体的な取組体制といたし
ましては、市長部局と連携しつつ、教育委員会内に「体罰
根絶プロジェクト推進本部」を設置し、市内の全学校園を
対象としたアンケートをもとに調査を進めてまいります。ま
た有識者からなる「体罰根絶に向けた有識者会議」を設
置し、調査状況の確認や、体罰発生の背景、部活動の管
理体制などを検証し、推進本部に提言します。

(次ページに続く)

No.2

このように推進本部と有識者会議が連携をとることで、
体罰根絶に向けた実態調査・再発防止策に向けた検討
を、スピード感をもって行ってまいりたいと考えております。

以上

(市長答弁)

光本議員 2008 作成部局 こども青少年局 No.1

質問要旨 今回ほどの大きな問題について、1回の臨時総合教育会議で十分か。それとも総合教育会議とは別の場所で市長と教育長が会議をしているのか。

答弁要旨

本事案につきましては、これまでに2回、総合教育会議の議題としております。

5月16日の臨時総合教育会議は、事案を重く受け止め、緊急に開催したもので、直ちに実施すべき事項等について確認を行いました。その後、6月10日に開催した第2回総合教育会議においては、今後の調査や再発防止策に向けた分析・検証の視点、ならびに取組体制等について協議、確認したところです。

そもそも、総合教育会議は、教育委員会の独立性市長の意見を必要な場合には適切に教育行政に反映させるということをどう両立させるかという観点から作られた枠組みであり、市長と、教育長を含むすべての教育委員が、
を基本として、

(次ページへ続く)

「大綱の策定に関すること」や「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じるなど緊急の場合に講ずべき措置」等について、公の場で、対等な執行機関同士として、協議・調整するものです。

その結果は当然に尊重されるべきものとされており、そこで確認された取組みが途上のような段階で頻繁に総合教育会議を開くような運用は想定しておりません。市長と教育長の情報共有や意見交換につきましては、それぞれ常勤で組織を預かるものとして、本事案に限らず、適宜行っているところでございます。

今後、教育委員会内に、体罰根絶に向けた体制が構築されますが、当然ながら、総合教育会議においても

協議、確認を行うこととしており、市としましても引き続き、教育委員会と一丸となって、体罰根絶に向けた取り組みを進めてまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2012 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 アンケートだけではなく、声なき声の救い上げ
のできるような方法も導入すべきだと思うが、どうか。

答弁要旨

ご指摘の点につきましては、我々もその必要性を強く
感じていることから、先日の総合教育会議や会派代表
者会の場でもお示ししましたように、市のHP上に体罰の
通報窓口を6月中に設けることとしたものでございます。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2015 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 体罰を行った教員は部活動を外れるが、通常の授業は担当したままとなるのは適切なのか。

答弁要旨

体罰を行った教員への対処については、国からは、傷害を負わせた場合等のひどい体罰を行った場合について「厳重な処分」を行うことについて通知されており、県からは、戒告以上の懲戒処分を受けた教員については、部活動の指導から外すことを原則とし、復帰させる場合には、県と協議することが通知されています。

このように、国や県では「処分」を行うことや「処分後」の教員の部活動指導の取り扱いについては一定の言及はされているものの、処分を受ける前の当該教員の取り扱い、さらには当該教員の授業の実施の可否等については、一切、言及がなされていません。

(次項に続く)

これは、体罰をした教員をすべからく児童生徒の指導から外した場合、授業を担当できる代替教員の確保ができないなどの支障も考えられることから、国や県でも、積極的な判断をしていないものと考えられ、実際、体罰を行った教員を部活動や授業から外すか否かは、自治体によって様々な対応となっているものと理解しています。

また実際、部活動や授業から外すとした場合でも、教員として勤務している限り、生徒と接する機会は当然発生するため、どこまで生徒との接触を禁ずるべきか、さらに懲戒処分も決まっていない教員の業務を全て外すとなつた場合、いわゆる「職場追い出し」などの労働関係に関する検討も必要となります。

(次頁へ続く)

議員ご指摘の点については、国や県においても考え方方が整理されていないため、今後の対応方針を検討する中で、本市の取り扱いを整理すべき課題と考えておりますが、当面、今回の対応については、バレーボール監督、加害コーチ、野球部部長、加害コーチいずれも、部活動の部員に対する体罰が確認されている、もしくは疑いが高いことから、部活動の指導者としての関わりを外したところです。

引き続き、体罰を行った教員の授業や部活動の指導については、教育的観点や労働法制の観点等も踏まえながら、速やかに検討をしてまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2019 作成部局 教育委員会 №.1

質問要旨 バレーボール部では部費を徴収していたという話も聞くが、そういう実態はあるか。他のクラブでも部費の徴収はあるか。

答弁要旨

男子バレーボール部としての部費の徴収はありませんが、部の保護者会が全国大会に向けて部員に充てるための遠征費等を積み立てており、管理についても保護者会自身で行っています。

他に確認できたところでは、ラグビーパーク・女子ソフトテニス部が男子バレーボール部と同様に、部費は徴収しておらず、各部の保護者会が後援会費を徴収・管理していると聞いております。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2022 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 委員会は、市尼硬式野球部の高野連への報告をいつ把握したか。また、高野連が体罰問題をどう処理しているのか、把握できているか。

答弁要旨

市立尼崎高校は、6月4日に不祥事件報告書を兵庫県高等学校野球連盟に提出しており、委員会は、それを6月6日に学校からの報告で知りました。

兵庫県高等学校野球連盟は、日本高等学校野球連盟で行われる審議委員会に報告をあげており、日本高等学校野球連盟において、今回の体罰を加えた野球部コーチに対する処分案を日本学生野球協会審査室に上申をすることが決められています。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2023 作成部局 教育委員会 №.1

質問要旨 教育委員会へ報告せず、高野連に体罰問題を報告していることについて、どうとらえているのか。

答弁要旨

硬式野球部において、このような体罰事案が発生した場合には、本来であれば、学校内で調査を行い、報告内容を取りまとめ、教育委員会に内容の確認を取った上で、校長名で高野連へ報告するという手続きを踏みます。

今回の事案に関しましては、教育委員会に報告内容の確認を取ることなく、学校側が高野連に報告したもので、これは、たとえ事実内容に齟齬がなかったとしても、極めて不適切な事務処理であり、ガバナンスが機能していないと指摘されても仕方のない状態であると認識しております。

このことにつきまして、教育長が、校長以下市立尼崎高等学校管理職を教育委員会に呼び、経緯の説明を求めるとともに、今回の事務処理が極めて不適切であり、二度とこのようなことが起こらないよう、強く指導を行ったところでございます。

以上

(北垣教育次長答弁)

光本議員 2026 作成部局 教育委員会 No. 1

質問要旨 部活動の顧問が、生徒の進路を一手に掌握しているから体罰を容認する空気が出来上がっていたのではないか。

答弁要旨

市立尼崎高校体育科生徒の大学等への進路につきましては、スポーツ推薦であっても進路指導部や3年の担当教員、そして部活動の顧問が連携を取りながら、生徒が希望する進路実現にむけて指導を行っており、部活動の顧問のみが生徒の進路を、すべて決めているわけではありません。

しかしながら、部活動の顧問による進路指導が、生徒や保護者に大きな心理的影響を与え、体罰を容認する部活動環境を招く一つの要因となっていることは充分に考えられ、実際そのようなご意見も多くいただいておりますので、今後、検証を行い、対応策を検討してまいります。

以上

光本議員 2028

作成部局 総合政策局 No.1

質問要旨 広報課では市立尼崎高の体罰事案を市の問題として捉えてクライスマネジメントの意識を持って対応できたか。また、同マネジメントを含めた専門知識を有する人材を外部登用していく考えはあるか。

答弁要旨

広報課は、報道機関への迅速かつ正確な情報提供といった外部広報対応をはじめ、内部広報対応として発信源の違いなどから情報が交錯し混乱を招くことがないよう、情報の一元化を関係部署に協力・要請するなど本市の広報活動に係る総合的な企画や調整を行う役割を担っております。

今回の体罰問題では、広報課を含め市及び市教育委員会が連携し、その対応に取り組んでいるところですが一部事実とは異なる情報発信が行われるなど、本来求められている役割を十分に果たすことができなかつたと考えております。また、今回の事案を踏まえ情報発信の在り方について課題を整理し、検証していく中で組織全体に広報面におけるクライスマネジメントを浸透させる必要性があるものと認識しております。

(次ページへ続く)

No.2

現時点においてはクライスマネジメントを含めた専門知識を有する人材を外部から登用する考えはありませんが、今年度実施する広報の高い専門知識や実践経験を有する民間事業者からアドバイス等の支援を受ける情報発信業務委託も活用しながら、先の反省点を踏まえた取り組みを検討してまいります。

以上